

彦根市国民保護計画【本編】新旧対照表

頁	行	項 目	現 行 計 画		修 正 内 容	変更理由
10	6	第1編第4章 1(2)エ	*資料19 平年値および平成15年(2003年) から令和4年(2022年)までの各年の観測値 【資料編P-44 参照】	(修)	*資料19 平年値および平成18年(2006年) から令和7年(2025年)までの各年の観測値 【資料編P-44 参照】	時点修正
28	19	第2編第1章第5 2(3)キ	(新規記載)	(修)	キ 市は、国民保護措置についての訓練や 研修会等を実施する際は、指定公共機関お よび指定地方公共機関に対して参加の呼び かけ等を行うよう努める。	国の「国民の保護 に関する基本指 針」の変更に伴う もの
49	14	第3編第4章第2 2(2)コ	コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や 避難手段の調整(県対策本部との調整、国の 対策本部長による利用指針を踏まえた対 応)	(修)	コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や 避難手段の調整(県対策本部との調整、国の 対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道 路の利用指針を踏まえた対応)	国の「国民の保護 に関する基本指 針」の変更に伴う もの
56	16	第3編第5章 1(1)キ	(新規記載)	(修)	キ 福祉サービスの提供	国の「国民の保護 に関する基本指 針」の変更に伴う もの
57	16	第3編第5章 2(3)	(新規記載)	(修)	(3) 事業者との連携 市は、事務の委任を受けた場合におい て、救援を実施するために必要と判断し たときは、災害時応援協定等も参考にし て、事業者と連携を図るものとする。	国の「国民の保護 に関する基本指 針」の変更に伴う もの